

日医発第779号（保197）  
平成30年10月4日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
横倉義武

### 検査料の点数の取扱いについて

平成30年9月26日に開催された中央社会保険医療協議会（中医協）総会において新たな臨床検査（E3（改良項目）1件）を保険適用することが了承され、それに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知が示され、平成30年10月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌12月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて  
（平30.9.28 保医発0928第5号 厚生労働省保険局医療課長）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会医療保険課）

保医発 0928 第 5 号  
平成 30 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

#### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号）を下記のとおり改正し、平成 30 年 10 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

#### 記

別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4 に次のように加える。

(28) 抗デスマグレイン 1 抗体、抗デスマグレイン 3 抗体及び抗 B P 180-N C 16 a 抗体  
同時測定

ア 抗デスマグレイン 1 抗体、抗デスマグレイン 3 抗体及び抗 B P 180-N C 16 a 抗体同時測定は、区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査の「注 1」に規定する本区分の 9 から 15 まで、18 及び 30 に掲げる検査を「3 項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法

( I F 法 ) により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D 0 1 4」自己抗体検査「29」の抗デスマグレイン 3 抗体若しくは抗 B P 180－N C 16 a 抗体又は「36」の抗デスマグレイン 1 抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(28) <u>抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定</u></p> <p><u>ア 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16a抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法（IF法）により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</u></p> <p><u>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスマグ</u></p>	<p>別添1</p> <p>医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第3部 検査</p> <p>第1節 検体検査料</p> <p>第1款 検体検査実施料</p> <p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(27) (略)</p> <p>(新設)</p>

レイン3抗体若しくは抗BP180-NC16a抗体又は「36」  
の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主た  
るもののみ算定する。

# 新たに保険適用が認められた検査

平成 30 年 9 月 28 日 保医発 0928 第 5 号（平成 30 年 10 月 1 日適用）

測定項目	抗デスマグレイン 1 抗体、抗デスマグレイン 3 抗体及び抗 BP180-NC16a 抗体同時測定
販売名	抗表皮自己抗体検出キット「FR」
区分	E3（改良項目）
測定方法	間接蛍光抗体法（IF法）
主な測定目的	血清中の抗デスマグレイン1抗体及び抗デスマグレイン3抗体の検出または測定（天疱瘡の診断の補助）、血清中の抗表皮基底膜部抗体（主に抗BP180抗体）の検出または測定（水疱性類天疱瘡の診断の補助）
準用点数	D014 自己抗体検査 項目にかかわらず3項目以上行った場合 490点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第 2 章（特掲診療料）を以下のように改める。（変更箇所下線部）  第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料  D014 自己抗体検査 (1)～(27) (略) <u>(28) 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16 a 抗体同時測定</u> <u>ア 抗デスマグレイン1抗体、抗デスマグレイン3抗体及び抗BP180-NC16 a 抗体同時測定は、区分番号「D014」自己抗体検査の「注1」に規定する本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を「3項目以上行った場合」の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、天疱瘡又は水疱性類天疱瘡が疑われる患者であって、間接蛍光抗体法（IF法）により、鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、天疱瘡についての鑑別診断目的の対象患者は、厚生労働省 難治性疾患政策研究事業研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。</u> <u>ウ 天疱瘡又は水疱性類天疱瘡の鑑別診断の目的で、本検査と区分番号「D014」自己抗体検査「29」の抗デスマグレイン3抗体若しくは抗BP180-NC16 a 抗体又は「36」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。</u>

（日本医師会医療保険課）